

第 6381 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月18日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税の確定申告期限の延長

Q : 令和2年の税制改正で、消費税の確定申告期限が延長される制度が創設されるとか。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

令和2年の税制改正では、消費税の確定申告期限が延長制度が創設されました。

現行、法人税には申告期限の延長の特例があり、申告期限を原則1か月延長し、申告期限を決算日から3か月後とすることができますが、消費税には、このような申告期限を延長する特例がないため、法人税の申告期限は決算日から3か月後、消費税は2か月後と、それぞれ申告期限が異なるという取扱いになっていました。

そこで、今年度の税制改正においては、企業の事務負担等を考慮して、消費税の申告期限も法人税と同様に1か月延長する特例措置が創設されることとなりました。

ただし、法人税では、決算日の翌日から3か月以内に定時株主総会を招集できない常況にある場合は、最大4か月の延長が認められています。消費税においては、延長期限はあくまでも1か月となり、法人税の申告期限の延長制度の適用を受けている法人が対象になるとのことで、消費税だけ期限延長を受けることはできないとのことです。

この制度は、令和3年3月31日以後終了年度から適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】